

第10回環境影響評価審査会  
事務局資料  
令和7年12月25日

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に係る手続について

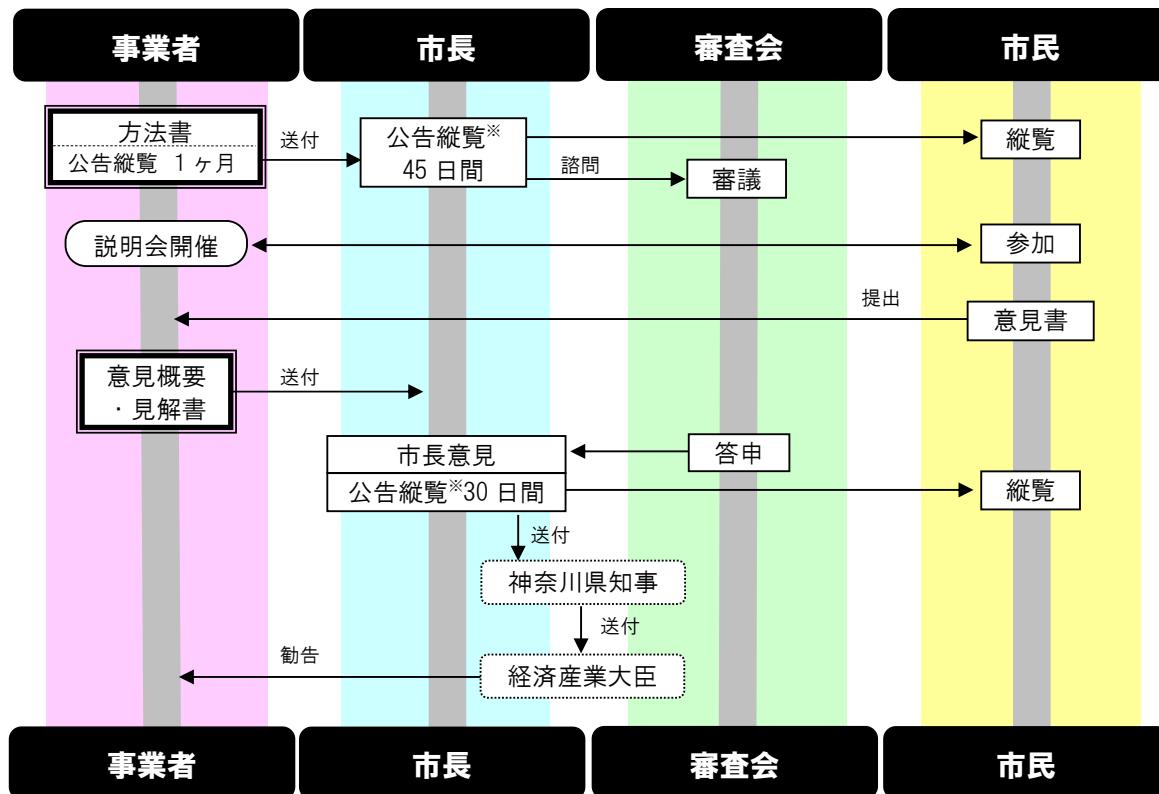
| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 事業名称等   | (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト<br>対象事業実施区域：川崎市川崎区扇町12番1号<br>事業者の名称：ENEOS Power株式会社  |
| 事業の種類   | 環境影響評価法に規定する第一種事業<br>出力が15万kW以上である火力発電所の設置の工事の事業  |
| 方法書の送付等 | 〔環境影響評価法第6条〕<br>事業者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。<br>送付日：令和7年12月23日<br>影響範囲（横浜市内）：鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区   |
| 方法書の公告  | 〔環境影響評価法第7条、第7条の2第2項〕<br>事業者は、方法書の作成、縦覧及び説明会の開催等について公告しなければならない。<br>〔横浜市環境影響評価条例第58条第1項〕<br>市長は、方法書の送付を受けたときは、その旨を公告する。<br>公告日：令和7年12月24日   |
| 方法書の縦覧  | 〔環境影響評価法第7条〕<br>事業者は、方法書を影響範囲内において縦覧に供しなければならない。<br>縦覧期間：令和7年12月24日から令和8年1月29日まで<br>(その後、条例の縦覧期間に合わせ、令和8年2月6日まで閲覧)<br>縦覧場所（横浜市内）：環境影響評価課、鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区の各区役所区政推進課<br>〔横浜市環境影響評価条例第58条第1項〕<br>市長は、方法書を一般の縦覧に供する。<br>縦覧期間：令和7年12月24日から令和8年2月6日まで<br>縦覧場所：上記と同じ<br>このほか、ホームページでの方法書公表（横浜市みどり環境局）や関係区に所在する市立図書館で閲覧を実施。 |
| 審査会への諮問 | 〔横浜市環境影響評価条例第58条第2項〕<br>市長は、方法書に対する意見を述べるときは、審査会に諮問しなければならない。<br>諮問：令和7年12月25日  |
| 説明会の開催  | 〔環境影響評価法第7条の2第1項〕<br>事業者は、縦覧期間内に影響範囲内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。<br>開催日及び場所（横浜市内）：令和8年1月22日 関内ホール<br>このほかに、川崎市内で2回開催   |

(裏面へ続く)

| 項目         | 内 容   |
|------------|---|
| 意見書の提出     | 〔環境影響評価法第8条〕<br>方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告日から、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができる。<br>提出期間：令和7年12月24日から令和8年2月12日まで |
| 意見の概要等の送付  | 〔環境影響評価法第9条〕〔電気事業法第46条の6〕<br>事業者は、意見の概要及び事業者の見解を記載した書類（以下「意見概要等」という。）を、影響範囲の首長に送付しなければならない。   |
| 知事等の意見     | 〔環境影響評価法第10条〕〔電気事業法第46条の7〕ほか<br>関係都道府県知事は、意見概要等の送付を受けてから90日以内に、経済産業大臣に対し、環境の保全の見地からの意見を述べる。この際、関係都道府県知事は、期間を付して関係市町村長の意見を求める。       |
| 市長意見の公告・縦覧 | 〔横浜市環境影響評価条例第58条第3項〕<br>市長は、方法書に対する意見を述べたときは、その旨を市報に公告し、30日間一般の縦覧に供する。  |

## 火力発電所（法対象事業）の方法書の手続の流れ

\*条例及び環境影響評価法に基づく主な手続



※併せて、インターネット等での公表も行います。